

環境にやさしい新潟県の率先行動計画

I 本計画の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）では、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化防止に取り組むことが重要であるとしている。また、2050年までの脱炭素社会の実現等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として位置付けている。

地球温暖化対策推進法に基づき、国は、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」とする地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定。以下「国温対計画」という。）を策定するとともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で50%削減することを掲げ、太陽光発電の庁舎等への導入を始めとした再生可能エネルギーの最大限活用に向け取り組んでいくことを打ち出した。

本県においても、令和2（2020）年9月、国に先駆けて県内の気候変動の影響は非常事態であると宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明した。また、令和4（2022）年3月には、国温対計画に即して、「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」（以下「県カーボンゼロ実現戦略」という。）の策定及び「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」（以下「県推進計画」という。）の改定を行い、温室効果ガス削減目標として「2013年度比46%削減を目指し、さらなる高みを視野に入れる」ことを掲げ、取り組んでいる。

本県ではこれまで、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」（以下、「計画」という）を定め、県自らの事務・事業における環境負荷の低減や、県民、事業者及び市町村の自主的・積極的な取組の促進に取り組んできたところであり、県カーボンゼロ実現戦略等を踏まえ、引き続き率先して、より一層の温室効果ガス排出削減に全ての所属・機関が取り組む。

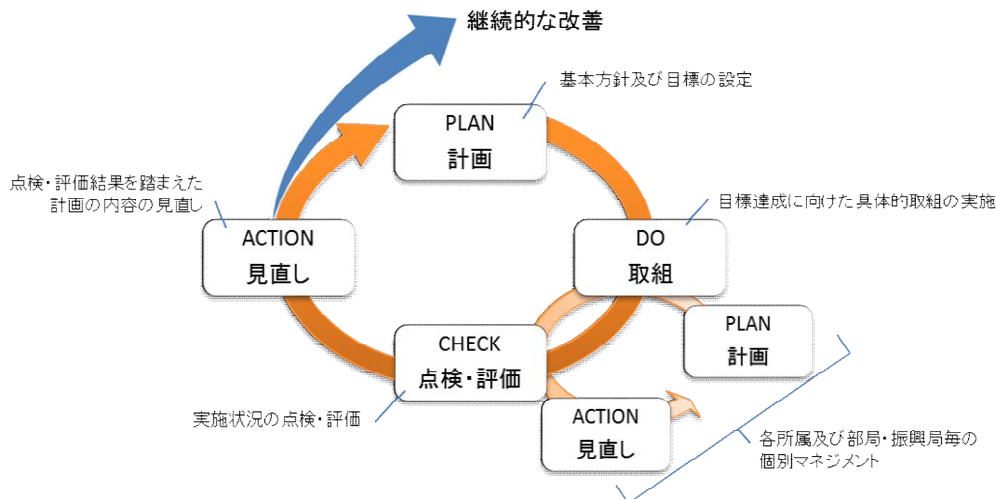
II 計画の性格

- 1 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、県の事務・事業に関し、温室効果ガス[※]の排出の量の削減等のための措置について定めた、実行計画である。

※ 対象とする温室効果ガスはIVを参照

- 2 新潟県環境基本計画に基づき、県の各機関、各所属、職員一人一人が取り組む環境にやさしい行動について定めた計画である。

3 本計画は、①基本方針及び目標の設定（Plan）、②目標達成に向けた具体的取組の実施（Do）、③実施状況の点検・評価（Check）、④その結果を踏まえた計画の内容の見直し（Action）というPDCAサイクルを構築し、継続的に環境負荷の低減を図っていく新潟県環境マネジメントシステムである。



新潟県環境マネジメントシステムの概念図

Ⅲ 計画の基本方針

県が実施する率先行動についての取組内容や目標等を決定するための基本方針を次のとおり定める。

基本方針

県自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図るため、県自らが環境に与える影響を常に認識し、職員一人一人が、次の方針に基づき積極的に行動する。

- 1 事務・事業に伴う環境負荷の低減に努める。
 - (1) 省エネルギー・省資源の推進
 - (2) ごみの減量化・再資源化の推進
 - (3) 脱炭素化又は環境負荷低減に資する製品・サービス等[※]の調達
- 2 環境関連法令、条例、協定等（以下「環境関連法令等」という。）を遵守し、環境汚染の予防に努める。
- 3 以上の取組については、取組目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図る。

※ 太陽光発電設備、LED照明、次世代自動車等をはじめ、省エネ型施設・設備やグリーン購入法に係る特定調達品目、また再生可能エネルギー由来電力などのサービスを指す。

次世代自動車：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）、クリーンディーゼル車、圧縮天然ガス（CNG）自動車等

IV 計画の対象

計画の対象とする事務・事業の範囲は、新潟県の「全ての所属・機関及び職員」の行う「事務・事業※」とする。

※ 県自らが直接行う行政事務や活動のほか、請負工事や委託等については以下の考え方による。

- ・建築物の設計及び完成後の建築物の管理については、対象とする。
- ・請負業者や委託業者が行う工事等については、対象としない。
- ・温室効果ガス排出量算定については、指定管理者が管理運営し、又は市町村以外に管理委託する施設（以下、「指定管理施設等」という）も対象とする。

また、本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に基づき、以下の物質とする。

- 1 二酸化炭素 (CO₂)
- 2 メタン (CH₄)
- 3 一酸化二窒素 (N₂O)
- 4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- 5 パーフルオロカーボン (PFC)
- 6 六ふっ化硫黄 (SF₆)
- 7 三ふっ化窒素 (NF₃)

V 計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、必要に応じ、所要の見直しを行う。

VI 温室効果ガスの排出量等の現況

平成25(2013)年度及び令和6(2024)年度の県の事務・事業における温室効果ガスの排出量は次のとおり。

(二酸化炭素換算)

温室効果ガス	平成25(2013)年度	令和6(2024)年度
二酸化炭素	183,641 トン	121,348 トン
メタン	1,376 トン	1,526 トン
一酸化二窒素	359 トン	457 トン
ハイドロフルオロカーボン	98 トン	64 トン
パーフルオロカーボン	0 トン	0 トン
六ふっ化硫黄	0 トン	0 トン
三ふっ化窒素	0 トン	0 トン
合 計	185,474 トン	123,396 トン (2013年度比 ▲33%)

※統計値の修正等により、過去に遡って値が訂正される場合がある

Ⅶ 率先行動の取組内容と目標

1 計画の目標（数値目標）

(1) 温室効果ガスの排出量に関する目標

○令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 60%削減を目指す

(2) 脱炭素化の取組

○脱炭素化に資する設備の導入の推進

率先行動の内容	率先行動の目標
県有施設への太陽光発電設備等の導入	県有施設の約 2 割への太陽光発電導入相当※の温室効果ガス排出量削減を目指す。
県有施設の照明等のLED化	原則として100%LED化を目指す。
県公用車の次世代自動車化	原則として50%次世代自動車化を目指す。 （うち17%はEV、PHV、FCVとし、残りはHV等）

※施設の屋根面積の 2 割を目安とし、地上への設置やZEB導入等の取組も含む。

(3) 環境負荷低減への取組

○省エネルギー・省資源、ごみの減量化・再資源化の推進

率先行動の内容	率先行動の目標
ア 電気使用量の削減	庁舎の電気使用を前年比 1 %以上削減する。
イ 燃料使用量の削減	庁舎で使用する都市ガス、LPガス、灯油・重油の使用量を、前年比 1 %以上削減する。 自動車燃料の使用に関しても、前年比 1 %以上削減する。
ウ 水使用量の削減	水資源の保護及び水道水製造に伴うエネルギー使用量の削減に寄与するため、庁舎で使用する水道水使用量を、前年比 1 %以上削減する。
エ 紙使用量の削減	二酸化炭素吸収源である森林資源を大切にするため、印刷物等の紙の使用量を削減する。特に、コピー・浄書用紙の使用量を、令和 6（2024）年度に、令和 2（2020）年度実績に対して50%削減する。
オ 可燃ごみの排出削減	庁舎から排出される可燃ごみ（紙類の焼却を含む）の量を、令和 7（2025）年度までに、平成29年（2017）度実績に対して概ね 5 %削減する。

（取り扱いの特例）

病院事業、警察の捜査活動等による自動車燃料、学校の教育活動等による紙使用量は、業務の特殊性から環境負荷低減への取組の目標を適用しない。（できる限り削減に努めるものとする。）

2 計画の目標（推進目標）

(1) グリーン購入等の取組

物品等の調達に当たっては、「新潟県グリーン購入調達方針」に基づき、環境負荷の少ない物品を優先的に調達するとともに、環境配慮に積極的な事業者により提供される製品・サービスを調達するように配慮する。

率先行動の内容	率先行動の目標
ア 特定調達品目の調達	全て適合品を調達する。 グリーン購入に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努める。なお、グリーン購入を理由として調達総量が増加することのないよう配慮する。
イ 上記以外品目の調達	特定調達品目に該当しない物品を購入する場合であっても、可能な限り、エコマーク等の環境ラベルや新潟県カーボン・オフセットシンボルマークを参考として環境負荷が少ない物品の選択に努める。 また、環境配慮に積極的な事業者により提供される製品・サービスの優先した調達に配慮する。

コラム 新潟県カーボン・オフセット制度

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において排出されるCO₂等の温室効果ガスについて、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力をした上で、どうしても削減できない排出量を、森林整備等の「プロジェクト」によって生じた吸収・削減量の「クレジット」を購入することで埋め合わせる（オフセットする）ことです。

新潟県では、県内の森林整備等のプロジェクトから成る制度を運用しており、経済活動と森林吸収源対策を両立させた地球温暖化対策として運用しています。



(活用例)

- ・ 会議や、イベント等の開催に伴って排出されるCO₂をオフセット
- ・ ポスターや、資料の印刷に伴って排出されるCO₂をオフセット
- ・ 商品等にクレジットを付与し販売

コラム 環境配慮に積極的な事業者により提供される製品・サービスの調達（環境に配慮した調達・契約）

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。グリーン購入と同様に、調達者自身の環境負荷を下げただけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。

（取組例）

- ・ 産業廃棄物の処理に係る契約：入札における参加資格等に優良産廃処理業者※の認定を追加
※事業の透明性の確保やISO14001・エコアクション21などの環境配慮の取組を実施
- ・ 総合評価落札方式：評価項目にISO14001等の環境マネジメントシステムの取得を追加
- ・ 県地域振興局の電力調達に係る環境配慮基準：環境評価項目配点表の項目として、発電に伴う二酸化炭素排出係数や、新潟県カーボン・オフセット制度の活用有無を設定

コラム COOL CHOICE

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

具体的なアクションとしては、クールビズ、ウォームビズや節電の取組エコドライブの実践などがあります。

(2) 建築物の建築、管理等に関する取組

率先行動の内容	率先行動の目標
ア 省エネルギー対策	<p>太陽光等再生可能エネルギー・廃熱等未利用エネルギーの利用及び省エネ型設備の導入を図る。</p> <p>特に、脱炭素化に向け、以下の設備の導入を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設の約2割への太陽光発電導入相当[*]の温室効果ガス排出量削減を目指す。 ・ 県有施設の照明を原則100%LED化 ・ 県公用車の50%を原則次世代自動車化（うちEV、PHV、FCVで17%、残りはHV等）
イ 省資源・リサイクル	再生・再利用資材の利用及び建設副産物の減量・再資源化を図る。
ウ 水環境の保全	水の効率的利用と水質汚濁物質の排出低減を図る。
エ 大気環境の保全	大気汚染物質の排出低減、並びにフロン類を冷媒として使用している機器の適切な管理及びフロン類の適切な回収・破壊を図る。
オ 緑の保全・創出	二酸化炭素の吸収源である樹木等の緑の保全・創出を図る。

※施設の屋根面積の2割を目安とし、地上への設置やZEB導入等の取組も含む。

(3) その他の事務・事業に関する取組

率先行動の内容	率先行動の目標
廃棄物の排出削減とリサイクルの推進	
ア 廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）の排出削減とリサイクル	廃棄物の収集運搬・処理に伴う環境負荷の削減、資源ごみの再生利用による資源の保護等に寄与するため、庁舎から排出される廃棄物の量の削減及びリサイクルを推進する。
イ 備品類・消耗品類の有効利用	資源の有効利用と廃棄物の排出削減のため、庁舎における机・イス、ロッカーなどの再利用に努める。また、消耗品類は大切に使用する。

(4) 環境関連法令等の遵守

率先行動の内容	率先行動の目標
環境関連法令等の遵守	県自らの法令遵守の徹底を図るため、自らの所属に適用される環境関連法令等について、最新の状況を把握し、遵守する。

Ⅷ 環境負荷低減への具体的取組内容

◎…庁舎・所属としての取組 ○…職員一人ひとりの取組

1 財やサービスの購入・使用に関する取組

(1) 省エネルギー・省資源の推進

ア 電気使用量の削減

【具体的取組内容】

- ◎ 事務室の冷暖房時の室温について、冬季は20℃以下を目安に、夏季は健康を第一に、柔軟に温度を設定する。併せて、長時間空室・不在となる会議室や倉庫等の空調機は停止する等、運転管理の工夫による節電に努める。
- ◎ 電力デマンド監視による使用電力量の可視化を運転管理へ活用するなど、設備の効率的な運転を行い、節電に努める。
- ◎ 17:00以降の冷房運転延長は、特殊事情がない限り20:00までとする。
- ◎ 庁舎の照明については、業務及び歩行等に支障のない範囲で、廊下・街灯等の共用部分の10%程度、事務室の5%程度の照明を常時消灯する。
- ◎ 年間を通して、昼休み時間の事務室は原則として消灯する（ただし、来庁者等の利便を考慮し、必要に応じて点灯時間を延長する）。
- ◎ 昼休み時間は、コピー機、プリンター等の電源を原則として切断または節電モード等にする。
- ◎ 毎週水曜日の完全定時退庁日の徹底に努める。
- ◎ 昼光自動消灯装置が有効に稼働するように、装置設置課が適切に管理する。
- ◎ 庁舎内に自動販売機を設置している者に対し、省エネ型への転換及び設置台数の削減を指導する。
- 時間外勤務時における部分消灯を励行する。
- パソコンは、長時間の離席時は原則として電源を切断するとともに、昼休み時間及び短時間の離席時にはスリープ（スタンバイ）状態とする。
- 3階以内程度の近傍階への移動には、できる限り階段を利用する。
- エレベーターの身障者に配慮した機能のための身障者用ボタンはむやみに使わない。（必要な人が使うときに、その機能がうまく働かないこともあります。）

イ 燃料使用量の削減

【具体的取組内容】

- ◎ 事務室の冷暖房時の室温について、冬季は20℃以下を目安に、夏季は健康を第一に、柔軟に温度を設定するなど、適正な運転管理を行う。
- ◎ 窓への断熱フィルムの貼付や、遮光ネットの設置、ファンなどによる室内空気の循環などにより冷暖房効率を高めるよう努める。
- ◎ 暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用する。
- ◎ 庁舎においては、公用車出張に伴う自動車運転員の待機場所の確保に努める。
- ◎ 公共交通機関の利用が可能な出張は、できる限り公共交通機関を活用する。

- ◎ 公用車の更新に当たっては、次世代自動車の導入に努める。
- ◎ テレワーク、電子会議等を効果的に活用し、多様な働き方を推進するとともに、職員や来庁者の自動車使用等に伴うエネルギーの抑制・効率化に努める。
- 公用車の運転に当たり、急発進・急加速や不要なアイドリングをしない等エコドライブを実践する。また、アイドリングしながらの車内待機をしない。

ウ 水使用量の削減

【具体的取組内容】

- ◎ 構造上、水圧低下により節水が見込まれる庁舎では、水圧を低下させる。
- ◎ 順次、節水コマへの切り替えを行うとともに、洗車用高圧洗浄機やトイレの擬音発生装置等を導入するなどして節水を図る。
- トイレ・洗面所、洗車等における節水に心掛ける。

エ 紙使用量の削減

【具体的取組内容】

- ◎ コピー資料、印刷冊子等は配付先・印刷部数を精査して削減する。特に、定例印刷物は、令和6(2024)年度に総印刷枚数(頁数×作成部数)の50%削減(令和2(2024)年度比)を目指すとともに、庁内及び地域機関への配布を基本としている定例印刷物については、印刷物作成の廃止を検討し、電子化による配布に努める。
- ◎ 所属内の業務連絡及び参考資料の周知等は、各人コピー配布を極力抑え、回覧、職員ポータルによる電子回覧又は口頭による方法を採用する。
- ◎ 電子会議、公文書管理システム、電子申請システム、電子メール等のICTを積極的に活用する。
- ◎ ファイリングシステムを活かして、資料はできるだけ一元化し、課内又は係内で複数保有しない。また、資料の共有に当たっては、資料を電子化したPDFデータ等により共有するなどして印刷物の削減を図る。
- ◎ むやみに資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底する。
- ◎ 資料はできる限り1枚で、「ワンベスト・ツーベター」を徹底する。
- ◎ 使用済み封筒は、表面にミスコピー紙などを貼り、県機関への郵便物に再利用する。
- 両面コピー・両面印刷を徹底する。
- 片面ミスコピー紙は、そのまま捨てず再利用する。
- 資料の小さなミス修正は手書きで補い、再コピーはしない。

(2) グリーン購入等の推進

ア 再生紙の購入・使用

【具体的取組内容】

- ◎ コピー用紙は、古紙パルプ配合率、白色度及び坪量等を総合的に評価した総合評価値が80以上のもので製品に総合評価値及びその内訳が記載されているもの

を、フォーム用紙は古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下のものを指定して購入する。

- ◎ 外注印刷をするときは、古紙パルプ配合率、白色度等を総合的に評価した総合評価値が80以上のものを指定する。また、印刷物ヘリサイクル適性を表示する。
- ◎ 庁舎トイレのトイレットペーパーは、古紙パルプ配合率100%のものを指定する。
- 再生紙・再利用紙を使った名刺を使用する。

イ グリーン購入適合品の購入・使用

【具体的取組内容】

- ◎ 「新潟県グリーン購入調達方針」に定めるグリーン購入適合品の優先的購入に取り組む。
 - ◎ 職員ポータルシステム等を活用し、グリーン購入のための参考情報を各所属に提供する。
 - ◎ 出納局共同購入指定物品のうち、グリーン購入法の特定調達品目については、すべて適合品とする。
 - ◎ 森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を使用する。
 - ◎ 照明設備等の更新に当たっては、LED照明等省エネ型の照明設備の積極的な導入を図る。
 - ◎ パソコン、コピー機等のOA機器の購入に当たっては、国際エネルギースターロゴ表示品[※]又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ※ 国際エネルギースタープログラム（日米政府が承認する省エネルギーOA機器を対象とした任意登録制度）により設けられた基準をクリアした製品に表示されているマーク。コンピュータ、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、スキャナ等。
- ◎ 公用車の更新に当たっては、次世代自動車の導入に努める。

ウ 環境への負荷の少ない製品やサービスの購入・使用にあつての配慮

【具体的取組内容】

- ◎ 製品やサービスの購入・使用に当たっては、温室効果ガスの排出削減など環境配慮に積極的な事業者を選択するよう努める（電力の調達では、CO₂排出係数の低いグリーン電力等の導入を検討する）。（P6コラム参照）

2 建築物の建築、管理等に関する取組

(1) 省エネルギー対策

【具体的取組内容】

- ◎ 庁舎の建設及び照明設備等の更新に当たっては、LED照明等省エネ型の照明設備の積極的な導入を図る。
- ◎ 施設の建設等に当たっては、本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を図る。また、その導入に当たっては、PPA方式[※]等の活用も検討する。

※ 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者を支払うビジネスモデル等。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

- ◎ 下水熱等の下水道資源から得られるエネルギーを有効に利用する。
- ◎ 電気使用量が大きく、多くの熱供給を必要とする施設の建設等に当たっては、エネルギー利用効率の高いコージェネレーションシステムの導入を図る。
- ◎ 断熱性の高い構造や自然光を効率的に取り入れる構造等、省エネ型の構造とする。
- ◎ 夜間電力を利用して昼間の冷熱源を確保する氷蓄熱式空調システムの導入に努め、電力使用量の平準化を図る。
- ◎ 定格能力が大きく、負荷の変動がある動力装置について、インバーター装置の導入を図る。
- ◎ 空調設備や給湯器等の更新に当たっては、高効率型の設備を導入する。
- ◎ 建築物の省エネルギー診断等を活用し、効果的な省エネ対策を把握する。
- ◎ 照明設備、空調設備及び給湯器等の導入、更新に当たっては、リースやESCO事業導入の可能性についても検討し、導入の実現を図る。
- ◎ 庁舎等の新築時は、コストを試算した上で、原則ZEB Ready*とするとともに、太陽光発電設備を設置することとし、その導入容量については、可能な限り最大量の導入を目指す。
- ◎ 新築後、最初の空調更新工事を行う際に、施設ごとにコストを試算しZEB化の検討を行う。（新築時にZEB化の検討を行った施設を除く。）

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。
ZEB Readyは、省エネで50%以下まで同エネルギーを削減した建物のこと。

(2) 省資源・リサイクル

【具体的取組内容】

- ◎ 熱帯材型枠の使用を削減するため、合板型枠の効率的・合理的利用及び鋼製型枠の使用を図る。
- ◎ 再生砕石、再生アスファルト等再生資材及び建設発生土を積極的に利用する。
- ◎ 建設副産物の発生を抑制する計画設計及び工法を採用する。
- ◎ 原則として、アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊はすべて再利用・再資源化する。また、その他の建設廃棄物についても、可能な限り再利用・再資源化する。

(3) 水環境の保全

【具体的取組内容】

- ◎ 水の効率的な利用を図るため、自動水栓装置、トイレの自動洗浄装置、節水コマ等節水設備の導入を図るとともに適正な維持管理に努める。
- ◎ 水の効率的な利用を図るため、一定の敷地面積を有し、雑用水の使用量が大きな施設について、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入を図るとともに適正な維持管理に努める。
- ◎ 水質汚濁物質の排出低減を図るため、公共下水道処理区域外の地域では、合併処理浄化槽等污水处理施設を設置する。

(4) 大気環境の保全

【具体的取組内容】

- ◎ 大気汚染物質の排出低減を図るため、燃焼設備の新設・更新に当たっては、天然ガス等良質燃料への転換や低NO_x対策等が講じられた低公害型設備の導入を図る。
- ◎ 大気汚染物質の排出低減を図るため、燃焼設備の新設・更新に当たっては、必要に応じて、ばい煙処理施設を設置する。
- ◎ 大気汚染物質の排出低減を図るため、ボイラー等燃焼設備について、定期点検の実施等適正管理の徹底を図る。
- ◎ 冷凍空調設備の廃棄時においては、フロン排出抑制法に基づき冷媒フロン類の回収・破壊を適正に行う。
- ◎ フロン排出抑制法に基づき、フロン類使用の冷凍空調設備の簡易点検・定期点検を行う。また、フロン類の漏えいを発見した場合は、速やかに漏えい箇所を特定し、修理を行う。

(5) 緑の保全・創出

【具体的取組内容】

- ◎ 既存施設については、敷地内の緑地の適切な管理により保全を図るとともに、花壇等の設置に努める。
- ◎ 建築物の建設等に当たっては、周辺植生に配慮した植栽等敷地内の緑地の確保を図る。
- ◎ 公園や庁舎敷地内等でやむを得ず伐採する植物の中で移植可能なものの再使用を呼び掛ける。

3 その他の事務・事業に関する取組

(1) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

ア 廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）の排出削減とリサイクル

【具体的取組内容】

- ◎ 分別を徹底するため、各所属ごとに、古紙（廃コピー紙、新聞紙、チラシ類等の別）、容器包装廃棄物（ペットボトル、缶、プラスチック製の容器包装等）ご

との資源ごみの分別容器・場所を設ける。

- ◎ 分別回収した古紙等の資源ごみは、市町村の資源ゴミ回収への搬出や再生処理業者への委託等により、リサイクルの徹底を図る。なお、庁舎からの排出量が少なく単体庁舎として再生処理業者への委託等が行えない場合には、付近の庁舎と連携して再生処理業者への委託等を行うなど、リサイクルの促進を図る。
- ◎ 業者が持ち込むチラシ等は、回覧方式などにより極力削減するよう要請する。
- ◎ 執務室の個人用くず入れを半減し、不用意な紙の廃棄を減らす。
- ◎ コピートナー空容器は、リサイクルを徹底する。
- ◎ 自動販売機により販売された飲料の空容器（ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、紙パックなど）について、自動販売機の設置業者に対し協力を求め、容器の回収・リサイクルを進める。
- 各自が机周りに不要廃棄紙をストックするための容器（廃フォルダー・使用済み封筒など）を設け、再利用・リサイクルの徹底を図る。
- 不要廃棄紙は、クリップ、バインダー等の器具をはずしてリサイクルの徹底を図る。
- 弁当を購入する際には、繰り返し使用できる容器のものとする。また、箸を持参するなどして割り箸をもらわないよう心掛ける。
- 飲料の空容器は、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、紙パックなどの分類に従って分別を徹底する。
- 売店等ではマイバッグを持参し、レジ袋・包装紙をもらわないよう心掛ける。
- マイボトルの持参により、ペットボトル飲料等の使用の抑制に努める。また、会議やイベントでは、可能な限りペットボトル飲料等の使用を控え、使い捨てプラスチックの使用抑制を図る。

イ 備品類・消耗品類の有効利用

【具体的取組内容】

- ◎ 職員ポータルを活用して、各所属で不要になった廃棄備品情報を各課に提供し、再利用に努める。
- ◎ 職場で使用していた消耗品類は、異動時には次の職場に持って行って引き続き使用することをルールとし、消耗品類を大切に使用する。

Ⅸ 環境関係法令等の遵守

【具体的取組内容】

- ◎ 廃棄物処理法及び各種リサイクル法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等、自らの所属に適用される環境関連法令等について、最新状況を把握し、遵守する。

X 計画の推進と点検・評価・見直し

1 計画の推進体制

計画は、以下の体制により、知事による重要事項（基本方針及び率先行動の取組内容と目標）の決定と見直しを行い、新潟県環境対策推進本部（以下「本部」という。）において推進・点検・評価を行う。

（本部　：知事を本部長とする新潟県環境基本計画の全庁的な推進体制
事務局：環境局環境政策課）

(1) 知事（本部長）

- ・計画の進行管理について監督を行う。
- ・計画の継続的な改善を図るため、計画に関する重要事項の決定及び見直しを行う
- ・毎年度、議会に計画の進捗状況を報告する。

(2) 副知事（副本部長）

- ・本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(3) 環境局長

- ・計画の進行管理について総括を行うとともに、本部で協議された計画の見直しに係る重要事項及び新潟県環境審議会の評価・助言について、知事に報告する。
- ・重要事項の決定及び見直しに係る計画の改正を除き、システムの運用、管理に必要な事項について改正を行う。
- ・本部における計画の推進方策等に関する協議内容を踏まえ、必要に応じて計画の推進方策等を決定し、その内容を各部局長等に指示する。

(4) 各部局長等（本庁部局長及び地域振興局長）

- ・県全体の取組目標を踏まえ、部局等内における取組目標を設定し、管理、監督を行うとともに、部局等内での実施状況について点検・評価を行い、その結果を踏まえ必要に応じて所属長に改善を指示する。
- ・部局等における点検・評価の結果を環境局長に報告する。

(5) 各部局主管課長等（本庁各部局主管課長及び地域振興局企画振興部長）

- ・部局等内における連絡調整及び点検・評価結果の取りまとめを行うとともに、各部局長等に報告する。

(6) 各所属長

- ・部局等内の取組目標を踏まえ、所属内の取組目標を設定するとともに、率先行動を推進し、その実施状況について点検・評価を行い、その結果を踏まえ必要に応じて職員に改善を指示する。
- ・所属における点検・評価の結果を各部局主管課長等に報告する。
- ・所属において率先行動が確実に実行されるよう、所属における率先行動実行責任者として率先行動推進員を任命する。

(7) 率先行動推進員（課長補佐、各所属次長等）

- ・所属において率先行動が確実に実行されるよう、職員への普及啓発や指導を行

い、率先行動を推進する。

- ・所属内での率先行動の実施状況について、年に1回、自ら再点検を行い、その結果を本部事務局に報告する。

(8) 本部事務局（環境政策課に設置）

- ・全所属における点検・評価結果を取りまとめ、本部に報告するとともに、計画の見直しに係る重要事項について、必要な都度、本部に改善のための提案を行う。
- ・適宜、各所属の取組が計画の基本方針及び具体的取組に基づき適切に実施されていることを確認するため現地調査を実施し、必要な指導等を行うとともに、改善措置の実施状況について確認し、その結果を環境局長に報告する。
- ・優れた取組例について、全ての所属に対して情報提供を行う。
- ・新潟県環境審議会に、計画に基づく率先行動の実施状況について報告し、評価・助言を受ける。
- ・計画の進捗状況については、毎年度、新潟県環境白書及びホームページで公表する。

2 職員等の環境意識の醸成

- (1) 本部事務局は、職員に対する環境保全研修等、以下の取組を実施することにより、環境意識の醸成に努める。

- ・率先行動の広報・啓発
- ・「にいがたゼロチャレ30^{*}」の広報・啓発

※ 一人一人が実施できる脱炭素に資する30の行動

例) LED照明に替えよう！

夏は室温28℃、冬は20℃を目安に冷暖房の温度設定を見直そう！

マイボトル、マイバッグ、マイ箸、マイストローをしよう！

学校や職場でも脱炭素に取り組んでみよう！

など（詳しくは県脱炭素ポータルサイト等を参照）

- (2) 全ての所属長は、来庁者に対し、率先行動への理解と協力を呼び掛けるよう努める。
- (3) 大学・高等学校等にあつては、学生・生徒に対し、学校生活における環境負荷低減の取組実践について意識啓発等を行う。
- (4) 庁舎内で活動する団体、委託業者及び納入業者を所管する所属長は、各団体等に対し、率先行動への理解と環境負荷低減への協力を呼び掛ける。
- (5) 指定管理施設等を所管する所属長は、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組を講ずるよう要請する。

3 実施状況の点検・評価・報告・進行管理

- (1) 各所属における点検・評価・報告

ア 各所属長は、所属内の率先行動の実施状況を点検・評価するため、率先行動点検簿（全ての所属用）を記載する。また、各庁舎管理担当課・事務所の長は、率先行

動点検簿（全ての所属用）に加え、率先行動点検簿（庁舎管理用）を記載する。

イ 各所属長は、自らの業務について環境関連法令等の規制対象の有無を確認し、規制対象となる業務がある場合は、率先行動点検簿（全ての所属用）により、環境関連法令等の順守状況について、点検・評価を行う。

また、適用法令等の規定に抵触する事態が生じた場合は、速やかに是正処置を行う。

ウ 各所属長は、率先行動点検簿による点検・評価結果について、各部局主管課長等に報告する。

(2) 率先行動推進員による点検・評価・報告

率先行動推進員は、所属内の取組が計画の基本方針及び具体的取組に基づき適切に実施されていることを確認するため、年に 1 回、点検・評価記録の再点検を実施し、その結果を本部事務局に報告する。

(3) 各部局等における点検・評価・報告

各部局長等は、（1）により点検・評価された部局等内各所属の率先行動点検簿により部局等内におけるエネルギー等使用量を定期的に記録し、点検・評価するとともに、必要に応じて所属長に改善を指示する。また、その結果を環境局長に報告する。

(4) 全庁的な点検・評価・報告・進行管理

本部は、各所属における点検・評価結果について全庁的視点で点検・評価を行い、計画の推進方策等について協議するとともに、新潟県環境審議会に計画の実施状況を報告し、それらの結果を知事に報告する。

(5) 新潟県環境審議会による外部評価

新潟県環境審議会は、本部から報告された計画に基づく率先行動の実施状況等について、専門的かつ客観的な視点で評価・助言を行う。

4 計画の決定及び見直し

(1) 計画の推進方策等の決定

環境局長は、本部の協議内容を踏まえ、必要に応じて計画の推進方策等を決定し、その内容を各部局長等に指示する。

(2) 計画の重要事項の決定及び見直し

知事は、計画が引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にし、継続的な改善を図るため、計画の重要事項の決定及び見直しを行う。

5 進捗状況の公表

知事は、計画の進捗状況について、毎年度、新潟県環境基本条例第 8 条に基づき県議会に報告するほか、本部事務局は、ホームページで公表する。

XI 改正記録

平成10(1998)年3月24日策定
平成12(2000)年3月27日改正
平成14(2002)年3月25日改正
平成20(2008)年2月14日改正
平成21(2009)年5月20日改正
平成21(2009)年8月21日改正
平成22(2010)年4月30日改正
平成23(2011)年4月18日改正

平成24(2012)年4月23日改正
平成24(2012)年10月4日改正
平成25(2013)年6月18日改正
平成26(2014)年4月21日改正
平成26(2014)年10月16日改正
平成29(2017)年3月30日改正
令和3(2021)年3月31日改正
令和5(2023)年3月29日改正
令和8(2026)年6月3日改正 (最終改正)